

(表3) 令和3年度立入検査 指摘事項

2 認可等に関すること	
①認可内容との整合性等	<p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 認可上廃止になっている水源について、現状定常的に取水し、給水しているといった、認可内容と整合がとれていない点があった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
②各種届出	<p>水道法第7条第3項、第13条第1項及び第14条第5号の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたとき、給水開始前検査が必要なとき又は供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、速やかに又はあらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 代表者が交代した際、給水開始前検査が必要な際、料金変更した際に届出をしていなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
③検査の実施	<p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 検査に関する規則が整備されていなかったケースがあった。</p> <p>(以上 3事業)</p>
3 水道施設管理に関すること	
①施設基準	<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 保管温度に配慮した品質管理となっておらず、保管容器の清掃・洗浄もされていなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p> <p>停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 停電時に配慮した施設整備が不十分であった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
②施設の点検	<p>水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第2号の規定により、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、水道施設の状態を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 点検頻度等を定めず、適切な時期に点検を行っていなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p> <p>施設点検について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状態を把握した上で、異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) フェンス及び門扉に対する点検結果を記録していなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
④管路・施設の耐震化	<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 水道施設及び破損した場合に重大な被害を生ずるおそれが高い基幹管路、重要給水施設管路等の計画が未策定であった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
⑤鉛給水管の更新	<p>鉛製給水管について、鉛製給水管を使用、又は所有している者に対し、早期布設替えの必要性や、開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること等の布設替えまでの間の注意事項を定期的に個別に周知することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 個別の周知を定期的に行っていなかった。</p> <p>(以上 2事業)</p>

(表3) 令和3年度立入検査 指摘事項

	<p>鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
4 衛生管理に関すること	
③遊離残留塩素濃度の管理	<p>水道法施行規則第17条第1項第3号に基づき、給水栓における水が遊離残留塩素0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすることになっているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 遊離残留塩素が0.1mg/lを下回ることがあった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
5 水質検査に関すること	
②採水地点	<p>水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第1項の規定により、水道事業者は、定期の水質検査に供する水の採取の場所について、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含め、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 毎日検査に供する水の採取場所について、配水系統において末端等水が停滞しやすい場所を選定していることが確認できなかった。</p> <p>(以上 2事業)</p>
③水質検査の委託	<p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期又は臨時の水質検査を委託する場合、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類をはじめ必要事項を含めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 委託契約書に検査員の氏名を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書といった水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。</p> <p>(2) 委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。</p> <p>(以上 2事業)</p> <p>水道法第20条第3項及び水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、水道事業者は、水質検査機関に定期及び臨時の水質検査を委託する場合、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
⑤水質検査結果	<p>水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条第1項第1号(イ)の規定に基づき、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行い、同法第20条第2項の規定に基づき、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 異常がない場合の記録の作成を省略していた。</p> <p>(以上 1事業)</p>
⑦水質検査計画	<p>水道法施行規則第15条第6項及び第7項の規定により、水道事業者は、「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」をはじめ、必要事項を記載した水質検査計画を策定することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 当該事項のうち「水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項」が記載されていなかった。</p> <p>(2) クリプトスポリジウムを除去できる設備が整備されているレベル4及びレベル3の施設の原水の水質検査についてクリプトスポリジウム等対策指針に応じた検査回数を実施しておらず水質検査計画にも記載していなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
6 水質管理に関すること	
①汚染のおそれの程度に応じた予防対策	<p>水道法第5条第1項第4号及び第4項並びに水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合には、これらを除去することができるろ過等の設備を設けることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある水源について、必要とされる設備が設置されていなかった。</p> <p>(以上 1事業)</p>
②汚染のおそれの程度に応じた原水の検査	

(表3) 令和3年度立入検査 指摘事項

	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を行っているものの頻度が不十分であった。</p> <p>(2) 当該頻度での検査を実施していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 2事業)</p>
	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びブストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 点検が実施されていない。</p> <p style="text-align: right;">(以上 2事業)</p>
<p>7 危機管理に関すること</p>	
<p>①危機管理マニュアル</p>	<p>地震対策、水質事故対策、管路事故・給水装置凍結事故対策、漏水対策、新型インフルエンザ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 水質事故対策、施設事故・停電対策、管路事故・給水装置凍結事故対策、漏水対策マニュアルが未策定であった。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ対策マニュアルが未策定であった。</p> <p>(3) テロ対策、新型インフルエンザ対策マニュアルが未策定であった。</p> <p>(4) 漏水対策マニュアルが未策定であった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 4事業)</p>
<p>③給水停止の指揮命令系統</p>	<p>水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適應する十分な技能を有するものを選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 危機管理マニュアル類において給水停止の指揮命令系統に水道技術管理者の位置付けが不明確であり、緊急時における水道技術管理者の役割が明確でなかった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>
<p>④応急復旧・応急給水体制</p>	<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 関係機関との応急給水体制が構築されていない。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>
<p>⑥水源監視・水道施設の警備強化</p>	<p>水源監視・水道施設の警備強化について、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 浄水場において水道施設への警備体制が不十分であった。</p> <p>(2) 水源地や浄水場において警備体制が不十分であった。</p> <p style="text-align: right;">(以上 2事業)</p>
<p>⑦施設内への来訪者管理</p>	<p>施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 浄水場の来訪者等の入場記録管理がなされていない。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>
<p>⑨情報セキュリティ対策</p>	<p>情報セキュリティ対策について、水道分野における情報セキュリティ対策ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) マニュアルが策定されていない。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>
<p>⑩汚染源の把握</p>	<p>水道水源の汚染について、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めることとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1) 事故時の対応として、自己水源について関係行政機関との連絡体制が整備されていない。</p> <p style="text-align: right;">(以上 1事業)</p>

(表3) 令和3年度立入検査 指摘事項

	<p>⑫水安全計画</p> <p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1)水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が策定されていなかった。</p> <p>(以上 2事業)</p>
<p>9 住民対応に関すること</p>	
	<p>①住民への情報提供と住民参加</p> <p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道事業者は、「水道により供給される水の安全に関する事項」、「水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項」、「給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項」及び「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を含む必要事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供することとされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1)「水道により供給される水の安全に関する事項」、「水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項」、「給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項」及び「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。</p> <p>(2)「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。</p> <p>(3)「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。</p> <p>(4)臨時の水質検査結果について、情報提供していなかった。</p> <p>(以上 3事業)</p> <p>水道事業者による情報提供について、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、下記の適正を欠く事例が確認された。</p> <p>(1)情報提供手段がホームページのみであった。</p> <p>(以上 1事業)</p>